

太田市農業委員会公印使用保管要綱

(趣旨)

第1条 太田市農業委員会規程第8条第3項の定めにより、太田市農業委員会及び会長の公印使用及び保管については、この要綱の定めるところによる。

(公印の使用)

第2条 公印（農業委員会印及び会長印）を使用しようとするときは、その所管する公印使用簿（様式1・様式2）に必要な事項を記入し、公印を押印すべき文書、決裁済原議書その他証拠書類を添え、保管責任者に提示し、その照合を受けてからその面前において行わなければならない。ただし、保管責任者の承認を得たときは、この限りでない。

(公印の保管)

第3条 保管責任者は、公印の取扱いについては厳正を期すほか、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう常に堅ろうな容器に納め、錠を施し、保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。